



渋谷区
子育てネウボラ

渋谷区子育てネウボラ

渋谷区多胎児家庭支援事業
令和8年4月1日

ふたご・みつごのお子さまがいるご家庭へ タクシー移動経費補助のご案内



渋谷区では、多胎児のお子様がいるご家庭に乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業をご利用いただき、安心して子育てしていただく環境を整えることを目的に外出時の移動経費補助を行っています。

保健相談所の担当保健師がご家庭を訪問し、お子さんの様子や育児のことなどを丁寧にお伺いして、必要なご相談や一人ひとりにあったサービスをご案内します。訪問したご家庭にタクシー利用券を配付します。区が実施する乳幼児健康診査や予防接種、母子保健事業を利用する際にご活用ください。

対象

渋谷区在住の0歳・1歳・2歳の多胎児を同一世帯で養育する世帯

内容

一世帯あたり年間24,000円分のタクシー利用を目的とした商品券

- ※0歳・1歳・2歳の各年齢で、1回ずつ申請ができます。
- ※各年度において1回の申請です。

申し込み

- 1 お住まいを担当する保健相談所にご連絡ください。
訪問の日程を調整します。
(訪問が難しい場合は保健相談所で面接します。ご相談ください。)
- 2 保健師による訪問の際に「申請書」を記入し提出します。
- 3 おおむね2週間後に、商品券をご自宅へ郵送します。
※簡易書留で住民登録地ご住所に郵送します。

裏面もお読みください。



訪問の予約・お問い合わせ

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日、年末年始を除く）

名称	中央保健相談所	恵比寿保健相談所	幡ヶ谷保健相談所
住所	〒150-0042 渋谷区宇田川町5-6 渋谷区子育てネウボラ4階	〒150-0013 渋谷区恵比寿2-27-18	〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷3-39-1
電話番号	03-3463-2439	03-3443-6251	03-3374-7591
地区	宇田川町、渋谷、代々木、 神南、代々木神園町、西原、 南平台町、道玄坂、猿楽町、 桜丘町、代官山町、鉢山町、 鶯谷町、松濤、大山町、 千駄ヶ谷、富ヶ谷、神山町、 初台、元代々木町、上原、 円山町、神泉町、神宮前	東、広尾、恵比寿、 恵比寿西、恵比寿南	幡ヶ谷、本町、笹塚

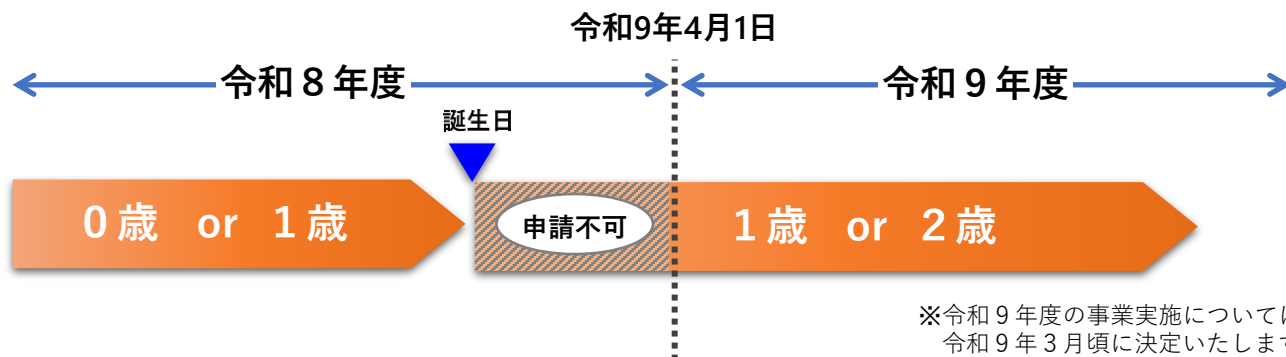


お申し込みの時期にご注意ください！！

0・1・2歳の各年齢で1回ずつ、各年度で1回のみ、申請できます。
お申し込み後すぐに訪問できない場合もありますので、お早めにお申し込みください。

【0・1歳の方】

令和8年度中に0歳（または1歳）として申請された場合、1歳（または2歳）としての申請は令和9年4月1日以降になります。申請時に次回の申請のご案内をさせていただきます。



【令和8年4月1日現在2歳の方】

令和7年度中に2歳になってから申請された方は、令和8年度での申請はできません。申請できる方は、令和7年度に1歳で申請された方、もしくは2歳になってから一度も申請されていない方に限ります。

※3歳を過ぎると申請できないため、早めの申請をお願いいたします。